

仕様書

1 規格等

(1) 安全に関する基準

- ア 自動販売機一括付基準（JIS規格JISB8562）および自動販売機一括付規準（自動販売機一括付規準策定委員会）を遵守した転倒防止対策を施すこと。転倒防止板を設置する場合は、貸付物件内に設置すること。
- イ 自販機堅牢化技術基準（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ウ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）、自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領（業界自主基準）等を遵守し、販売品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- エ 自動販売機の設置については、区と協議のうえ、適切な方法を探すこと。

(2) 環境に関する基準

ア 景観配慮

デザインや外観については、設置場所が公共施設であることを考慮し、区と協議のうえ、華美な広告や装飾は控えるなど、周辺環境に配慮した機器を設置すること。

イ ノンフロン対策

ノンフロン冷媒を採用した機器を設置し、環境負担の軽減に努めること。

ウ 省エネルギー

学習省エネ機能、ヒートポンプ式、ピークカット機能等を採用した機器を設置し、消費電力の削減を図ること。

エ 環境美化

使用済容器回収箱を貸付物件内に設置し、自動販売機周辺の美化に努めること。

また、使用済容器は分別回収およびリサイクルを行うとともに、使用済容器回収箱から使用済容器があふれ出さないように定期的に回収すること。

(3) 自動販売機および販売品の管理

ア 自動販売機が故障したときは、直ちに修理等の対応を行うこと。

イ 販売品の賞味期限の管理を徹底すること。

ウ 販売品の補充、金銭管理を適切に行い、トラブルの防止に努めること。

エ 搬出入の方法、販売時間等について施設管理者の指示に従うこと。

(4) その他

ア 自動販売機には、地震、台風等の非常時において、自動販売機内の販売品を無償提供することができる機能（手動型又はバッテリー搭載型等の種別は問わない。）を備えること。これに伴い、区と設置者は、別途無償提供に関する協定を締結する。（物件説明書にこの旨の記載がある

場合に限る。)

- イ 自動販売機には、ユニバーサルデザインまたはバリアフリーを採用した機器とすること。（物件説明書にこの旨の記載がある場合に限る。）
- ウ 自動販売機には、設置者の氏名、住所、連絡先を明記したステッカー等を利用者が識別しやすい位置に表示すること。
- エ 自動販売機に関する関係法令を遵守すること。

3 その他

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、区と協議のうえ決定すること。